

2023年3月24日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

## 要 請 書

優生保護法被害全国原告団  
共同代表 飯塚 淳子(仮名)・北 三郎(仮名)  
優生保護法被害全国弁護団  
共同代表 新里 宏二・西村 武彦  
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

### 1 要請の趣旨

優生保護法問題の早期かつ全面的な解決のために、

- (1) 国が、本年3月16日の札幌高裁判決及び同月23日の大阪高裁判決に対して上告せず、早期の司法解決を図るべく、原告団及び弁護団との間で基本合意の締結に向けた協議を速やかに開始すること
- (2) 内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、優生保護法問題の被害当事者と面談し、謝罪する場を設けること

を要請します。

### 2 要請の理由

昨年の2高裁判決(2月22日大阪高裁、3月11日東京高裁)、今年に入ってから3地裁判決(1月23日熊本地裁、2月24日静岡地裁、3月6日仙台地裁)及び直近の2高裁判決(3月16日札幌高裁、3月23日大阪高裁)は、いずれも、優生保護法の違憲性、国による加害行為及び被害の重大性を明確に指摘し、国の損害賠償責任を認めました。

このような裁判状況は、国にこの問題の責任を果たすことを強く促しているものです。3月23日の大阪高裁判決においては、国が優生条項の憲法違反を認めない限り除斥期間は進行しないと、裁判で争い続ける国の姿勢を厳しく断じています。司法の判断は完全に固まりました。被害者が高齢化し、次々に亡くなるという現状において、これ以上、国が解決を先延ばしにすることは許されません。

そこで、政府には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、優生保護法問題の被害当事者と面談し、謝罪するとともに、早期の司法解決(係属中の全ての訴訟の和解等による解決)と今後の全面解決にむけた道筋をつけるための基本合意の締結に向けた協議を速やかに開始することを求めます。

私たちは、すでに昨年、優生保護法問題の全面解決にむけた要請の骨子をまとめ、提出しています。今こそ国は、全ての被害者の尊厳回復と補償、そして優生思想や障害者差別の根絶に向けた施策を実現すべく、優生保護法問題の全面解決にむけて舵を切るべきです。

そこで、上記のとおり、要請する次第です。

以 上